

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 6月28日
【会社名】	A S T I 株式会社
【英訳名】	ASTI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 伸和
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市南区米津町2804番地
【電話番号】	053-444-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 鶴田 英邦
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市南区米津町2804番地
【電話番号】	053-444-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 鶴田 英邦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第53回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金3円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第309条第2項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。
- (2) 取締役会の運営に、経営体制に応じた柔軟性を持たせるため、招集権者の変更を行うものであります。
- (3) 法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- (4) 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが会社法第427条の改正で認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更するものであります。なお、当該定款変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、植平幹夫、鈴木伸和、内山康弘、蜂谷正彦、宮木啓治及び山口昇吾の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、深津信敏氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、外山弘宰氏を選任するものであります。なお、同氏は社外監査役候補者であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	9,912	905	0	(注)1	可決(89.8%)
第2号議案	8,928	1,889	0	(注)2	可決(80.8%)
第3号議案				(注)3	
植平幹夫	10,030	787	0		可決(90.8%)
鈴木伸和	10,022	795	0		可決(90.7%)
内山康弘	10,022	795	0		可決(90.7%)
蜂谷正彦	10,022	795	0		可決(90.7%)
宮木啓治	10,019	798	0		可決(90.7%)
山口昇吾	10,532	285	0		可決(95.4%)
第4号議案				(注)3	
深津信敏	10,035	782	0		可決(90.9%)
第5号議案				(注)3	
外山弘宰	10,559	258	0		可決(95.6%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会前日までの事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上